## 審査 基準

																							平月	戈 1	2	年	6	月	1	日	作	成
	令		名	:		自	転	車	の <del>3</del>	安全	全利	用	σ,	(万	進	及	び	自	云.	車	等(	の馬	主車	対	策	の糸	総 記	合白	勺化	Z j	隹(	٦
					関	す	る	法	律																							
拠	į	条	項	:		第	1	2 :	条第	第 3	3 Iļ	į																				
分	の	概	要	:		防	犯	登	録る	生行	Ī >	者	· σ	指	定																	
権者	( 委	任先	; )	:		福	井	県	公多	安孝	Ę Ę	会																				
令	の	定	め	:																												
自転車	車の	防犯	是	録	を	行	う	者	の‡	旨元	Ξl	関	₫	- Z	規	則																
查	į	基	準	:																								_	_	_	_	_
																									_	_						
																				_	_	_										
																_	_	_	_													
												_	_	_	_																	
										_	_																					
					_		_	_																								
			_	_																												
準り	1 理	則	間	:		3	0	日日	間																							
	請		先	:		福	井	県	警察	冥 本	倍 z	生	活	妄	全	企	画	課														
い台	言 た	せ	先	:		警	察	本 i	部台	主活	舌妄	全	部	3生	活	安	全	企區	画	課	地垣	或多	全	対兌	策任	系						
			老	•																												
	分   者   令 転   査	Mar   Aa   Aa   Aa   Aa   Aa   Aa   Aa	拠 分 者 令 転       条 概 任 定 の の       基 理 請	拠のを報ののを動物ののです。本ののののののののののののののののののののののののののののです。準はは、対象を表している。本のののののののののののののです。は、対象を表している。は、対象を表している。本のののののののののできます。本ののののできます。は、対象を表している。本ののののできます。本のののできます。は、対象を表している。本のののできます。は、対象を表している。本ののできます。は、対象を表している。本ののできます。は、対象を表している。本ののできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表している。本のできます。は、対象を表し	拠 条 項:       操 機 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	関	関す   類   類   第   類   第   類   第   例   の   概   要 : 「 的   福   令 を	関する 拠 条 項: 第1 分 の 概 要: 防犯 権者(委任先): 福井 令 の 防部 準 : 単 処 理 期 間: 30 準 が 音 か せ 先: 警察	関する法 拠条項: 第12 分の概要: 防犯登録 権者(委任先): 福井県 令の定め: 自転車の防犯登録を行う者。 準処理期間: 30日 請先: 福井県 い合わせ先: 警察本	関する法律 拠条項:第12条章 分の概要:防犯登録を 権者(委任先):福井県公司 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の計 準処理期間:30日間 請先:福井県警察 い合わせ先:警察本部会	関する法律 拠条項: 第12条第3 分の概要: 防犯登録を行権者(委任先): 福井県公安3 令の定め: 自転車の防犯登録を行う者の指定	関する法律 拠条項: 第12条第3項 分の概要: 防犯登録を行う 権者(委任先): 福井県公安委員 令の定め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に  準処理期間: 30日間	関する法律 拠条項:第12条第3項 分の概要:防犯登録を行う者 権者(委任先):福井県公安委員会 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関	関する法律  拠 条 項: 第12条第3項 分の概要: 防犯登録を行う者の 権者(委任先): 福井県公安委員会 令の定め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関す  準 処 理 期 間: 30日間	関する法律  拠 条 項: 第12条第3項 分の概要: 防犯登録を行う者の指権者(委任先): 福井県公安委員会 令の定め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する  準処理期間: 30日間	関する法律 拠条項:第12条第3項 分の概要:防犯登録を行う者の指定 権者(委任先):福井県公安委員会 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規  準処理期間:30日間	関する法律 拠 条 項: 第12条第3項 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	関する法律 拠条項:第12条第3項 分の概要:防犯登録を行う者の指定 権者(委任先):福井県公安委員会 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	関する法律 拠 条 項: 第12条第3項 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	関する法律 拠 条 項: 第12条第3項 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	関する法律 拠条項:第12条第3項 分の概要:防犯登録を行う者の指定 権者(委任先):福井県公安委員会 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則  準処理期間:30日間 請先:福井県警察本部生活安全企画課 い合わせ先:警察本部生活安全企画課	関する法律 拠条項:第12条第3項 分の概要:防犯登録を行う者の指定 権者(委任先):福井県公安委員会 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則  準処理期間:30日間  請先:福井県警察本部生活安全企画課  い合わせ先:警察本部生活安全企画課地は	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駅関する法律 拠 条 項: 第12条第3項 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車関する法律 拠 条 項: 第12条第3項 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策関する法律         拠 条 項: 第12条第3項         分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定         権者(委任先): 福井県公安委員会         令 の 定 め:         自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則         準 処 理 期 間: 30日間         請 先: 福井県警察本部生活安全企画課         い合わせ先: 警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全対象	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策(関する法律 拠条項: 第12条第3項 分の概要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令の定め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の制関する法律 拠 条 項: 第12条第3項 分 の 概 要: 防犯登録を行う者の指定 権者(委任先): 福井県公安委員会 令 の 定 め: 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	令       名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総計関する法律         拠条項:第12条第3項         分の概要:防犯登録を行う者の指定         権者(委任先):福井県公安委員会         令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則         企基準:         本         事処理期間:30日間         請先:福井県警察本部生活安全企画課         い合わせ先:警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全対策係	令       名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的関する法律         拠条項: 第12条第3項         分の概要: 防犯登録を行う者の指定         権者(委任先): 福井県公安委員会         令の定め:         自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則            本準:         本処理期間: 30日間         請先:福井県警察本部生活安全企画課         い合わせ先: 警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全対策係	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的の関する法律         拠条項: 第12条第3項         分の概要: 防犯登録を行う者の指定         権者(委任先): 福井県公安委員会         令の定め:         自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則            查基準:         準処理期間: 30日間         請先: 福井県警察本部生活安全企画課         い合わせ先: 警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全対策係	令 名: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促送関する法律         拠条項:第12条第3項         分の概要:防犯登録を行う者の指定         権者(委任先):福井県公安委員会         令の定め:         自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則            查基準:          準処理期間:30日間         請先:福井県警察本部生活安全企画課         い合わせ先:警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全対策係	関する法律 拠条項:第12条第3項 分の概要:防犯登録を行う者の指定 権者(委任先):福井県公安委員会 令の定め:自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則  -